

電気工事業を始める事業者の
電気工事業法に基づく手続について

建設業許可を取得している

いいえ
電気工事の種類

「一般用電気工作物のみ」又は「一般用
電気工作物及び自家用電気工作物のみ」

(1)登録電気事業者の登録申請
(新規登録又は登録期間を過ぎてしまった場合)

- (登録後)
- 有効期限の5年
を経過する。 → (2)登録電気事業者更新
登録申請
 - 登録事項に変更
があった。 → (3)登録事項変更届
 - その他の手続 → (4)廃止届、登録証紛失、
登録証再交付、承継届

(5)通知電気工事業の通知

- 自家用電気工作物のみ
- (通知後)
- 通知した内容
に変更があった。 → (6)通知事項変更通知
 - 電気工事業を廃
止した。 → (7)電気工事業廃止通知

「一般用電気工作物のみ」又は「一般用
電気工作物及び自家用電気工作物のみ」

(8)みなし登録電気事業者の開始届

- (届出後)
- 届出の内容に
変更があった。 → (9)電気工事業に係る変更
届
 - 電気工事業を廃
止した。 → (10)電気工事業廃止届

はい
電気工事の種類

(11)みなし通知電気事業者の通知

- 自家用電気工作物のみ
- (通知後)
- 通知した内容
に変更があった。 → (12)電気工事に係る変更通
知
 - 電気工事業を廃
止した。 → (13)電気工事業廃止通知